

日本軍慰安婦問題に対する橋下発言分析

世宗大学独島総合研究所編

〈目次〉

- I. 序論
- II. 2013年5月13日の橋下発言分析
- III. 2013年5月26日の橋下見解分析
- IV. 5月27日の日本外国特派員協会での橋下発言批判
- V. 結論

key words: 慰安婦(comfort women), 性奴隷(sex slaves), 強制(compulsion)

I. 序論

2013年5月13日、橋下徹大阪市市長(以下、主に橋下氏)は、太平洋戦争当時の日本軍慰安婦制度は必要だったという主旨の発言を行い、その後その発言に対して日本の国内外から大きく批判を受けた。さらに橋下氏は、5月13日の自らの発言が「誤解された」として、同年5月26日に公式声明「私の認識と見解」を出して自らの名誉回復を試みた。

橋下氏の発言の主旨は、日本軍慰安婦制度と同様な制度を世界の多くの国が運営していたので、に日本だけが非難されるのはフェアではないし、日本軍慰安婦が強制的に連行されたという証拠はないので日本という国家に責任はない、というところにある。橋下氏が共同代表を務める日本維新の会は2013年6月18日に参院選公約最終案を公表し、その中に日本軍慰安婦問題について「歴史的事実を明らかにし、日本国及び日本国民の尊厳と名誉を守る」と言及した。この公約は橋下氏の名誉を回復する目的で挿入されたとみられるが、日本軍慰安婦が強制的に連行されたという証拠がないことを歴史的事実として明らかにするという目的を、「日本国民の尊厳と名誉を守る」というところに置いている。すなわち、橋下氏や日本維新の会は、日本軍慰安婦問題に国家というものが関与していなかったと「明らかにすること」が日本のためになると確信しているのである。

この論文では上記のような橋下氏の発言を細かく分析して、彼の日本軍慰安婦に関する思想全体を明らかにし、批判することを目的とする。

日本軍慰安婦強制連行に関する先行論文や単行本は多数存在する。そのためこの論文は、今まで論文などで研究されていない橋下発言を分析するところに主眼を置く。

II. 2013年5月13日の橋下発言分析

1 橋下氏の見る日本軍慰安婦制度

2013年5月13日の発言の中で、橋下氏は次のように日本軍慰安婦が「意に反して」慰安婦にされたことを認めている。

慰安婦問題については、慰安婦になった方にはやさしい言葉をかけないといけないし、やさしい気持ちで接しないといけない。意に反して、慰安婦に就いたことについては配慮しないといけない。

ここで橋下氏は「意に反して、慰安婦に就いたことについては配慮しないといけない」として、慰安婦募集の強制性を一部認めている。さらに彼は次のような発言で、慰安婦に対する日本国の責任をもいったんは認める発言をしている。

意に反して慰安婦になってしまった方は戦争の悲劇の結果。その責任は日本国にもある。

しかし橋下氏は、その後の発言においては国家の責任に関しては否定するという矛盾した発言を繰り返すことになる。また、世界の軍が慰安婦制度を持っていたと主張し、日本だけが避難されるのはフェアではないという主旨で発言した。

なぜ日本の慰安婦だけが世界的に取り上げられるのか。当時、世界では慰安婦制度を軍が持っていた。良いこととは思わないが、そういうものだった。

当時の状況はどうだったか、もう少し近現代史を学ぶべきだ。慰安婦と聞くと（日本が）とんでもない悪いことをしていたと思うかもしれないが、当時の歴史を調べれば、旧日本軍以外にいろんな軍が慰安婦制度を活用していた。

そして日本や「世界の軍」が慰安婦制度を持っていたことに関して、橋下氏は「必要だった」と主張し、この発言が内外からの批判を浴びる結果を招いた。

あれだけ銃弾が飛び交う中で、命かけてそこを走っていくときに、精神的に高ぶる猛者集団をどこかで休息させてあげようと思ったら慰安婦制度が必要なのは誰でも分かる。

意に反してか、意に即してかは別に、慰安婦制度は必要だった。軍の規律を維持するためにはそういうことが、その当時は必要だった。

これらの橋下発言を見れば、「橋下氏は慰安婦制度を正当化している」という解釈が出るのは当然の帰結と思われる。そのためマスコミの多くはこの発言に焦点を当てて橋下批判の報道を繰り返した。韓国でも、多数のマスコミが橋下氏のこの発言を非難する報道を行なった。さらに米紙ニューヨーク・タイムズやワシントン・ポスト、AP通信なども、橋下大阪市長が「旧日本軍の従軍慰安婦を容認する発言をした」、「戦時中の性奴隷は必要だった」などと発言したことを報道した。

また橋下氏は、「軍が暴行脅迫して拉致して慰安婦にしたという事実は証拠で裏付けられていない」と発言し、はじめに日本軍慰安婦が強制的に慰安婦にされたことを認めた内容とは矛盾する発言を行っている。

韓国やいろんなところの宣伝効果もあって「レイブ国家」とみられている。証拠があるなら認めないといけないが、平成19年の（第一次安倍内閣の）閣議では証拠がないという状況になっている。今のところ、軍が暴行脅迫して拉致して慰安婦にしたという事実も証拠で裏付けられていない。

ここで橋下氏は、軍による暴行脅迫、拉致というごく限られた範囲での強制はなかったと主張した。しかしこの5月13日の橋下氏の発言冒頭で前述した通り彼は「意に反して、慰安婦に就いたことについては配慮しないといけない」として、慰安婦動員の強制性を認め、慰安婦に対する日本国の責任をも認める発言をしている。この矛盾する発言は、慰安婦募集には慰安婦になった人たちの意に反したものがあつたが、それは国家や軍による暴行脅迫、拉致と言つた類いのもではなかつたと整理されるだろう。後に橋下氏は軍の関与を認める修正発言を行なうが、国家の意思での強制はなかつたと主張し、それが「日本国民の尊厳と名誉を守る」という日本維新の会の公約につながつたと見られる。しかし前述したように、橋下氏は発言の冒頭で「日本国」の責任を認める話をしてるので、状況に応じて表現を変えながら自らの主張の矛盾をむしろ正当化しつつ論を進めるという手法を取つてることが分かる。

2. 兵士の性の発散を容認する橋下発言

橋下氏は続いて、沖縄の米軍司令官に風俗業の活用を勧めた逸話を紹介した。

（今は違う？）今はそれは認められないでしょう。でも、慰安婦制度じゃなくても、風俗業というものは必要だと思う。（沖縄県宜野湾市の）米軍普天間飛行場に行つたとき、司令官にもつと風俗業を活用してほしいと言つた。そうしたら、司令官は凍り付いたように苦笑いし、「米軍では禁止と言つている」と言つた。

橋下氏はここで、現在は慰安婦制度は認められなくても「風俗業は必要」と断言している。さらに彼は米軍司令官が「米軍では禁止している」と言つたことを取り上げて、建前論であるとむしろ批判した。

そんな建前みたいなことを言うからおかしくなる。法律の範囲内で、いわゆる性的なエネルギーを、ある意味、合法的に解消できる場所が日本にあるわけですから。「もつと真つ正面からそういうところを活用してもらわないと、海兵隊の猛者の性的なエネルギーをきちんとコントロールできないじゃないですか、建前論じゃなくて、そういうところを活用してください」と言つたのだが、「行くなという風に通達を出しているし、これ以上、この話をやめよう」と打ち切られた。

橋下氏の主張は、「兵士の性的エネルギーをコントロールするために風俗業を活用してほしい」ということである。結局このような主張は、戦時中の日本軍慰安婦制度正当化につながるため、彼は内外から多くの批判を受けるようになった。最後に橋下氏はアメリカ軍も韓国軍も慰安婦制度を活用したとして、日本の責任を相対化する発言を行った。

(アメリカ軍も慰安婦を活用していたか) 朝鮮戦争のときもあったんじゃないですか。沖縄の占領時代だって、日本人の女性がそういう商売に携わったのも事実じゃないですか。それが良いか悪いかは別だが、そういうことがあったのは間違いない。

以上のように橋下氏は、戦時中の慰安婦制度と現在の風俗業を本質的に同一のものと見做して、意に反して慰安婦や売春婦にされたものには配慮せねばならないが、基本的に兵士たちにはそのような性的な口が必要であると強調し、慰安婦制度や売春行為を正当化したという非難を浴びるようになった。彼の論理からすると、いわゆる「自分の意思」で慰安婦や売春婦になった女性たちは、いくらでも兵士たちの性の口として活用すべきであるということになり、このような考え方では内外の批判を免れ得ないと言わなければならない。

Ⅲ 2013年5月26日の橋下見解分析

2013年5月26日、5月13日の発言により四面楚歌となった橋下氏は、「私の認識と見解」という声明文を公表した。ここでは5月13日の発言と5月26日の声明文を比較分析し、橋下氏の日本軍慰安婦問題に対する思想をより明確にすることとする。

1. マスコミへの責任転換

まず橋下氏は5月26日に発表した「私の認識と見解」で、次のような言葉で5月13日の自らの発言が「誤報された」と主張した。

私の思想信条において、女性の尊厳は、基本的人権において欠くべからざる要素であり、これについて私の本意とは正反対の受け止め方すなわち女性蔑視である等の報道が続いたことは、痛恨の極みであります。私は、疑問の余地なく、女性の尊厳を大切にしています。

このような歴史的文脈において、「戦時においては」「世界各国の軍が」女性を必要としていたのではないかと発言したところ、「私自身が」必要と考える、「私が」容認していると誤報されてしまいました。

上のように橋下氏は自分が慰安婦制度が必要だったと言ったのではなく、当時の日本や世界の軍が女性を必要としていたという意味だったと弁解した。しかし5月13日の発言を見れば橋下氏は、「猛者集団をどこかで休息させてあげようと思ったら慰安婦制度が必要になるのは誰でも分かる(下線は筆者)」と言っている。ここで「誰でも分かる」という言葉は「誰か判断してもそう理解できる」という意味であり、結局橋下氏の判断でもあるという話である。これは戦争当時の日本や世界の軍の考えではなく、橋下氏自身の考えであるという表現以外の何者でもない。「誤報」という言葉は橋下氏の事実歪曲と責任転嫁に過ぎないと見るべきだろう。

2. 日本軍慰安婦に対する謝罪発言

さらに橋下氏は、元慰安婦だった人たちに対する謝罪の必要性を次のように表明した。

以上の私の理念に照らせば、第二次世界大戦前から大戦中にかけて、日本兵が「慰安婦」を利用したことは、女性の尊厳と人権を蹂躪する、決して許されないものであることはいまでもありません。(中略) 日本は過去の過ちを真摯に反省し、慰安婦の方々には誠実な謝罪とおわびを行うとともに、未来においてこのような悲劇を二度と繰り返さない決意をしなければなりません(下線は筆者)。

橋下氏はここで戦時中、日本兵が慰安婦を利用したことを深く反省し、謝罪しなければならないと述べた。これは5月13日の発言よりも一歩踏み込んだ発言と言える。しかし橋下氏はここで日本兵を主語に置いて、あたかも謝罪の主体が日本兵であるかのように言葉を選んでいる。続けて橋下氏が言った次のような発言がそれを証明している。

かつて日本兵が女性の人権を蹂躪したことは痛切に反省し、慰安婦の方々には謝罪しなければなりません(下線は筆者)。

ここでも橋下氏は「日本兵」を強調している。このような言葉の使い方には、謝罪しなければならないのは日本という国家ではないという含意があると見なければならぬだろう。

3. 日本軍慰安婦問題の相対化

橋下氏は、戦時中の女性の人権侵害問題は日本だけでなく、世界の軍にもあったと声明文の中で5月13日の発言を次のように繰り返した。

同様に、日本以外の少なからぬ国々の兵士も女性の人権を蹂躪した事実について、各国もまた真摯に向き合わなければならないと訴えたかったのです。あたかも日本だけに特有の問題であったかのように日本だけを非難し、日本以外の国々の兵士による女性の尊厳の蹂躪について口を閉ざすのはフェアな態度ではありませんし、女性の人権を尊重する世界をめざすために世界が直視しなければならない過去の過ちを葬り去ることになります。戦場の性の問題は、旧日本軍だけが抱えた問題ではありません。第二次世界大戦中のアメリカ軍、イギリス軍、フランス軍、ドイツ軍、旧ソ連軍その他の軍においても、そして朝鮮戦争やベトナム戦争における韓国軍においても、この問題は存在しました(下線は筆者)。

橋下氏はここで日本だけでなく「戦場の性の問題は、旧日本軍だけが抱えた問題では」なく、「第二次世界大戦中のアメリカ軍、イギリス軍、フランス軍、ドイツ軍、旧ソ連軍その他の軍においても、そして朝鮮戦争やベトナム戦争における韓国軍においても、この問題は存在」したとしている。

さらに戦場の性の問題が「日本だけに特有の問題であったかのように日本だけを非難し、日本以外の国々の兵士による女性の尊厳の蹂躪について口を閉ざすのはフェアな態度では」ないとして、各国の日本批判を逆批判した。

そして女性の人権を尊重する世界を目指すために、世界の多くの兵士が女性の人権を蹂躪したという事実を「世界が直視しなければならない」と強調した。ここでも橋下氏は、国や軍ではなく「兵士」による女性の人権蹂躪という言葉で巧みに国の責任を回避させようと意図していることが分かる。

5月13日の発言では「当時の歴史を調べれば、旧日本軍以外にいろんな軍が慰安婦制度を活用していた」と発言した橋下氏だったが、5月26日の声明文では、「慰安婦制度」とは言わずに「戦場の性の問題」または「女性の人権の蹂躪」という言葉に置き換えた。それは日本以外の世界の軍には、概して慰安婦制度がなかったと誰にも気づかれないうちに訂正するためであったろう。

さらに橋下氏は、自分の発言が日本軍慰安婦問題を相対化するように聞こえるという懸念を払拭するように次のように付け加えた。

私の発言の真意は、兵士による女性の尊厳の蹂躪の問題が旧日本軍のみに特有の問題であったかのように世界で報じられ、それが世界の常識と化すことによって、過去の歴史のみならず今日においても根絶されていない兵士による女性の尊厳の蹂躪の問題の真実に光が当たらないことは、日本のみならず世界にとってプラスにならない、という点であります。私が言いたかったことは、日本は自らの過去の過ちを直視し、決して正当化してはならないことを大前提としつつ、世界各国もSex Slave、Sex Slaveryというレッテルを貼って日本だけを非難することで終わってはならないということです。

上記の引用文でも橋下氏が日本の国とか政府ではなく、兵士による女性の尊厳の問題と言うように、「兵士」という言葉が強調されている。ここでも橋下氏は、日本軍慰安婦問題の本質を世界の問題として拡大し、普遍化による日本国の責任の縮小・相対化を意図したと批判されても致し方ないであろう。

4. 戦時中の「性の問題」への国家意思介入否定

橋下氏は次のような言葉で、結局、日本軍慰安婦問題に対する日本という国家の責任を否定した。

もし、日本だけが引難される理由が、戦時中、国家の意思として女性を拉致した、国家の意思として女性を売買したということにあるのであれば、それは事実と異なります。

上のように橋下氏は、「国家の意思として女性の拉致や売買が行われたのではない」と発言したが、女性の拉致や人身売買という問題に限定した言い方をした。またそう断定できる理由に関してはこの声明文では一切触れていない。その他の声明文の主張には様々な説明を加えた橋下氏が、いわゆる「国家的意思の強制」はなかったという主張に関してはこの紙面でも上のように二行ほどの分量だけで発言を終わらせている。

このように橋下氏の発言によれば「戦場の性の問題」に関して責任があるのは「兵士」であって「国家」ではないことが分かる。しかし、前述した通り、橋下氏は「日本は過去の過ちを真摯に反省し、慰安婦の方々には誠実な謝罪とおわびを行うとともに、未来においてこのような悲劇を二度と繰り返さない決意をしなければ」ならないというように「日本」という曖昧な言葉で「日本国家」を意味する発言をしている。ここに橋下氏特有の巧妙な「本質のすり替え」があると見なければならぬであろう。「兵士」たちが日本軍慰安婦問題の責任の主体ならば、元慰安婦たちに謝罪しなければならないのは「兵士」たちであって「国家」ではない。しかしここで「日本」という「国家」は兵士たちに代わって謝罪の主体になるということなのか、核心的部分で橋下氏の発言は曖昧になるのである。

5. 沖縄の米軍司令官に対する風俗業利用発言の撤回

橋下氏は、5月13日の発言で沖縄の米軍司令官に沖縄のアメリカ兵の性犯罪をなくすために風俗業を利用することを勧めたが、5月26日の声明文ではその発言を次のように撤回した。

今回の私の発言は、アメリカ軍のみならずアメリカ国民を侮辱することにも繋がる不適切な表現でしたので、この表現は撤回するとともにおわび申し上げます。この犯罪をアメリカ軍とアメリカ国民の皆様が受け入れてくださいますこと、そして日本とアメリカが今後とも強い信頼関係を築いていけることを願います。

私の真意は、多くの在日アメリカ軍兵士は一生懸命誠実に職務を遂行してくれていますが、一部の心ない兵士の犯罪によって、日米の信頼関係を崩れることのないよう、在日アメリカ軍の綱紀粛正を徹底してもらいたい、という点にあります。その思いが強すぎて、不適切な表現を使ってしまいました。

5月13日には米軍司令官に対して、「合法的に解消できる場所を活用して兵士の性的エネルギーをコントロールしてもらいたい」という主旨の風俗業勧誘発言を行なったのだが、声明文を通して橋下氏はそれらをすべて撤回して詫げるという姿勢を見せた。そして自分の真意は、「一部の在日アメリカ軍兵士による犯罪被害に苦しむ沖縄の問題を解決したい」と言うところにあったと弁明した。米国の現在、風俗業(売春宿)を兵士たちが採用するを禁止しているという事実を軽視して結果的に米軍の方針に文句をつける発言をした点でも、橋下氏の資質が問われる問題であった。

6. 日本軍慰安婦の問題は解決済という主張

橋下氏は、日韓関係における慰安婦問題に関しては1965年の日韓基本条約と「日韓請求権並びに経済協力協定」を挙げて、「すでに解決済」という立場を強調した。そしてさらに1995年に「女性のためのアジア平和国民基金」を設立して元慰安婦に償い金を渡したとし、それでも韓国側の問題があると言うならば国際司法裁判所で法的に決着をつけることを次のように提案した。

現在、元慰安婦の一部の方は、日本政府に対して、国家補償を求めています。しかし、1965年の日韓基本条約と「日韓請求権並びに経済協力協定」において、日本と韓国の間で法的な請求権（個人的請求権も含めて）の問題は完全かつ最終的に解決されました。日本は、韓国との間の法的請求権問題を最終解決した後においても、元慰安婦の方々へ責任を果たすために、国民からの寄付を募り1995年に「女性のためのアジア平和国民基金（略称アジア女性基金）」を設立し、元慰安婦の方々に償い金をお渡ししました。

しかし、残念ながら、元慰安婦の一部の方は、このアジア女性基金による償い金の受領を拒んでおります。日本は過去の過ちを直視し、反省とおわびをしつつも、1965年に請求権問題を最終解決した日韓基本条約と日韓請求権並びに経済協力協定も重視しております。（中略）

韓国政府は最近、日韓基本条約とともに締結された「日韓請求権並びに経済協力協定」における元慰安婦の日本政府への請求権の存否の解釈が未解決だと主張しております。(中略)納得できないというのであれば、韓国政府自身が日韓請求権並びに経済協力協定の解釈について国際司法裁判所等に訴え出るしかないのではないのでしょうか。その際には、竹島をめぐる領土問題も含めて、法の支配に基づき、国際司法裁判所等での解決を望みます。

橋下氏は、上のように韓国政府が「納得できないというのであれば」1965年の「日韓請求権並びに経済協力協定の解釈」について国際司法裁判所等に訴え出るしかない」と強調し、「その際には、竹島をめぐる領土問題も含めて、法の支配に基づき、国際司法裁判所等での解決を望む」と主張した。それは韓国政府が2011年8月以降、「日韓基本条約とともに締結された日韓請求権並びに経済協力協定における元慰安婦の日本政府への請求権の存否の解釈が未解決だと主張」していることに対する橋下氏なりの考えを表明したものであったと言える。

しかし橋下氏は、独島(日本名、竹島)も「国際司法裁判所等」で解決すべきであると付け加えた。このような言動はいたずらに韓国側を刺激するだけでなく、日本軍慰安婦問題の本質を独島問題と同一視させて歪曲する不適正な言動であったと言わざるを得ない。

IV. 5月27日の日本外国特派員協会での橋下発言批判

1. 国家による慰安婦強制動員否定批判

橋下氏が「私の認識と見解」を公表した翌日の5月27日、彼は東京有楽町にある日本外国特派員協会で日本や外国の記者たちの前での会見に臨んだ。ここで彼は、5月13日の発言や5月26日の声明文「私の認識と見解」には明確でなかった日本軍慰安婦問題の核心的内容を次のように説明した。

日本政府が認めているのは、施設の管理、戦地へ女性を移動させること、民間業者に女性を集めてほしいとの要請。これらの点には軍の一定の関与があったと認めている。ただし、この問題の核心的な論点、(中略)つまり国家の意思として意識的に女性を拉致した、国家の意思として組織的に女性を人身売買した、こういうことについて認めていないというのが日本の立場だと考えている。ここが韓国との間の一番核心的な論点で、繰り返し対立している。ただし、軍の一定の関与はある。ですから、慰安婦の方にはきちんとお詫びしなければなりません。

橋下氏は、「元慰安婦の方々にはきちんとお詫びしなければなりません」理由として、「施設の管理、戦地へ女性を移動させ

ること、民間業者に女性を集めてほしいとの要請 などには「軍の一定の関与」があったことを「日本政府が認めている」という点を挙げた。しかし彼は「国家の意思として意識的に女性を拉致したり、組織的に女性を人身売買したりしたということ」は認めていないというのが日本の立場であると発言し、この点が「日韓間の一番核心的な論点で、繰り返し対立」していると強調した。

簡単に言えば、慰安婦募集の段階で軍は民間業者に慰安婦の募集を任せただけで軍の一定の関与は認められるが、国家の意思で拉致や人身売買が行なわれたのではないということとなる。

これらの橋下氏の認識は、第1次安倍内閣(2006.9.~2007.9.)での安倍晋三首相(以下、安倍氏)の認識を一步進めた認識であると言える。安倍氏は「旧日本軍が従軍慰安婦を強制的に集めて管理した証拠はない」と言い、ただ「間に入った業者が事実上強制していた広義の強制性はあった」と言って民間業者による慰安婦動員の強制性を認めた。しかし安倍氏の立場は、業者による広義の慰安婦強制動員はあったとしても、その行為に対して「国家や軍」は関与していないというものだった。このように女性の国外移動や施設の管理に軍が関与したという点に関して、安倍氏は認める発言をしていない。その意味では橋下氏が日本軍慰安婦に対して「軍の一定の関与」を認めた発言は、安倍氏より一步前進したものであり、1993年の「河野談話」に近いものと言えよう。

しかし橋下氏の立場は、業者による強制的な慰安婦募集に関しては、軍が関与したとしても国家は関与していなかったという立場である。この点まで譲ってしまえば、日本という国が慰安婦を強制連行して収容し、性奴隷としたことを自ら認める結果になってしまうので、橋下氏としても譲れない線なのだろう。

強制連行(強制的募集、強制動員)とは「本人の意思に反してつれていくこと」である。橋下氏は「本人の意思に反してつれていくこと」と「国家の意思としての拉致や人身売買など」を区別している。5月13日には「意に反して、慰安婦に就いたことについては配慮しないとイケない」と発言しておきながら、5月26日の「私の認識と見解」や27日の日本外国特派員協会での記者会見では「国家の意思による拉致や人身売買はなかった」といって国家による日本軍慰安婦の強制的募集を否定した。

これらの発言を総合して考えると、橋下氏は軍による民間業者に対する慰安婦募集要請も「軍の一定の関与」として認めたため、軍は民間業者の行為に対しても責任があるということになるのだが、国家の意思が軍に反映されたという部分を否定しているという立場であることが分かる。ここが、橋下氏と安倍氏の立場の根本的な違いである。

現在までの研究で、慰安婦を募集した民間業者たちは単純な民間業者ではなく、軍や警察などによって選定されて身分証明書を受け、1942年以降には「軍従属者」という身分となっているため、実際には軍属と同じ待遇を受けていたと判断される。そのため軍の関与を否定することは難しいと橋下氏は考えたのだろう。

しかし、軍に関して全面的に責任を持つのが国家であるため、橋下氏の主張もまた詭弁の一つと解釈される。当時の大日本帝国憲法において天皇は軍の統帥権(11条)と編成権(12条)などを持っていたために、軍に対する責任の所在は天皇にある、というのが常識的な解釈である。しかし当時の憲法では天皇は神聖な存在として「侵すべからず」、すなわち責任がないと規定されていた。結局、軍の責任は戦時中軍を統括していた大本営に責任があったこととなる。1937年以降、分立していた大本営陸軍部と大本営海軍部が大本営政府連絡会議として一つになり、首相、外相などが参加したため、結局軍に対する責任は国家あると言わざるを得ない。橋下氏の国家と軍の分離による責任逃れの論理は、細かく分析された論理に耐えることはできないと判断される。

2. 「河野談話」に対する橋下発言

5月27日の日本外国特派員協会での記者会見で、日本の記者が『「河野談話」が今でも外務省サイトに掲載されている。実際に軍が人身売買に関与していたことを認めたと解釈するが、談話の変更を求めるのか』という質問をした。この質問に対し橋下氏はまず次のように答えた。

河野談話を否定するつもりはないし、ここに書かれていることはおおむね事実だと考えている。しかし、談話中の論点については曖昧、不明確にしている。(慰安婦の)移送について、軍が関与していたという指摘があった。歴史的事実として証拠があるのは、民間業者が移送に軍の船を使ったということだ。日本の慰安所も、多くは民間業者が雇用主だった。ただし、その施設に、例えば性病検査などで軍が関与したことは間違いない。戦場だから、女性を移送する際、軍の船を使った。しかし、国家の意思として組織的に女性を拉致した事実はないというのは、多くの歴史学者も主張している。日本政府の見解では、国家の意思での拉致、人身売買はなかったとの見解が閣議決定されている。

ここで橋下氏は、1993年に日本軍慰安婦の動員や施設管理に旧日本軍が深く関与していたと日本政府が認めた「河野談話」は「おおむね事実」であるとし、軍の関与として女性を移送する際に軍船を使用したこと、性病などの検査にも軍が関与していたと認めた。しかしここでも橋下氏は、「国家の意思として組織的に女性を拉致したり人身売買した事実はない」と主張した。

さらに橋下氏は次のように、「河野談話」の否定や修正ではなく「明確化」が重要だと強調した。

韓国のみなさんが最も関心を寄せる核心的論点について、河野談話も逃がっている。これが、日韓関係を改善されない最大の問題だ。だから私は、談話を否定、修正するのではなく、明確化することだと言っている。韓国にもいろいろ考えがあるだろうから、日韓の歴史学者が共同で事実を明確化すべきだ。ただし、この話とは別に、慰安婦におわびしなければならないことは言うまでもない。

「国家の意思として組織的に女性を拉致、人身売買した」とされている点が、日本が世界から非難される理由になっていると思う。日本兵がかつて慰安婦を利用したことは本当に申し訳ないと思うが、事実は事実として明確化しなくてはいけない。韓国のみなさんとしっかり意見交換をさせていただきたい。

上のように、橋下氏はあくまでも「国家による拉致や人身売買はなかった」という立場を強調し、慰安婦を利用したのは日本兵だという点を再び主張した。軍の関与を認める立場で、橋下氏は「慰安婦におわびしなければならないことは言うまでもない」とも語った。ここでも彼は、軍の責任は国家にあるという点を回避した発言を繰り返していると言わざるを得ないだろう。

う。

3. 「日本」という言葉による責任追及逃れ

同じ記者会見で、フランスの記者が橋下氏に「当時、日本政府や軍が慰安婦制度について何もしなかった(黙認した)だけでも、関与したことになるのではないか」という質問をした。橋下氏はこの質問に関して、「(日本)国家」、「(日本)政府」などの明確な表現を避けて、次のように「日本」という言葉を繰り返し使った。

今の価値観で考えれば、国家としては人身売買を止めなければいけないことは間違いない。日本はいかなる意味でも責任を回避することはできない。国家は、そのときにどのような行動をするのかを、しっかり今考えるべきだ。当時の戦地においては、民間業者でも人身売買があった。そのような民間業者を利用していた国、軍、議会の責任はどうか、しっかり議論すべきだ。

日本の責任は否定しないが、世界各国で戦場の性、当時女性を利用したことについて議論されているだろうか。今の状態だと「日本のような方式は悪いが、民間業者の利用は問題ない」という議論につながりかねない。日本の方式も悪い。しかし民間業者の女性の利用もだめだ。民間業者の施設でも、人身売買は行われていた。(下線は筆者)

上の引用文を見れば、橋下氏は「日本」という言葉を「日本国家」という意味で使っているのは明白である。しかし引用文で明らかなように橋下氏は一般論としての発言は「国」や「国家」という言葉を使い、「日本国家」の責任を認めねばならないというときには曖昧な「日本」という言葉を使って「日本はいかなる意味でも責任を回避することはできない」、「日本の責任は否定しない」、「日本のような方式」、「日本の方式も悪い」などと表現しながら、記者の質問をかわしている。言葉を変えながら記者たちの追及を逃れる、口先だけの答弁と批判されても仕方がないだろう。ただここで重要な点は、橋下氏は結局、日本軍慰安婦の問題において、軍の責任は日本、すなわち日本という国家にあると暗に認めたことになるという点である。

V. 結論

これまで論じてきた内容から、橋下氏の「日本軍慰安婦問題」と「戦場における性の問題」に対する思想の全体を把握することができる。以下にそれを明示する。

(1) 日本兵が「慰安婦」を利用したことは、女性の尊厳と人権を蹂躪する決して許されない行為である。日本は過去の過ちを

真摯に反省し、慰安婦の方々には誠実な謝罪とおわびをしなければならない。日本軍慰安婦に旧日本軍が一定の関与をしたことは否定できない。

(2) 意に反して日本軍慰安婦になった人がいたとしても、国家の意思として女性に対する暴行、拉致、人身売買が行われたという証拠はない。戦場の性の問題に関して責任があるのは「民間業者」、「兵士」、「軍」であって「国家」ではない。

(3) 日本政府が慰安婦制度について黙認したことに関しては、今の価値観で考えれば、国家としては人身売買を止めなければいけないことは間違いない。日本(=日本国家)はいかなる意味でも責任を回避することはできない。国家は、そのときにどのような行動をするのかを、しっかり今考えるべきである。(橋下発言の最大の矛盾)

(4) 「河野談話」は否定・修正されるのではなく、日本という国家の意思で慰安婦が動員されたのかどうかという点について「明確化」されるべきである。

(5) 日韓関係における慰安婦問題は、1965年の日韓基本条約と「日韓請求権並びに経済協力協定」によってすでに解決済である。さらに1995年に「女性のためのアジア平和国民基金」を設立して元慰安婦の方々に償い金を渡した(一部の元慰安婦の方々は受取りを拒否している)。問題があるならば竹島問題と共に国際司法裁判所で法的に決着をつけることが正道である。

(6) 戦場の性の問題は、旧日本軍だけが抱えた問題ではなく、第二次世界大戦中のアメリカ軍、イギリス軍、フランス軍、ドイツ軍、旧ソ連軍その他の軍においても、そして朝鮮戦争やベトナム戦争における韓国軍においても、この問題は存在した。女性の人権を尊重する世界を目指すために、世界の多くの軍の兵士たちが女性の人権を蹂躪したという事実を世界が直視しなければならない。

上のように橋下氏は、日本軍慰安婦問題に関して日本軍の関与を認めながらも、表面的には「国家の意思」としての慰安婦強制連行はなかったと強調した。しかし答えに窮すると「国家」を「日本」という言葉に言い替え、「日本はいかなる意味でも責任を回避することはできない」と言って明確な回答を回避している。しかしこの場合、橋下氏が「日本国家」の責任に言及したことには疑いの余地がない。結論的に慰安婦問題をめぐる一連の橋下発言は、日本の政治家たちが「日本軍慰安婦問題に国家的強制はなかった」という時の限界を露呈したと言えよう。この点がさらに掘り下げられれば、日本の政治家たちのいわゆる「慰安婦妄言」が封じ込まれる可能性がいっそう高くなるであろう。

【参考文献】

日本の戦争責任資料センター編、『ここまで分かった日本軍「慰安婦」制度』、かもか社出版、2007。

吉見義明他著、『「従軍慰安婦」をめぐる30のウソと真実』、大月書店、2007。

吉川弘文館編、『国史大辞典』8、1993。

MSN産経ニュース、2013.5.14。「(上)高ぶる猛者集団を休息させるため制度は必要だった」、pp.1-4。

_____、2013.5.14。「(下)建前論ばかりでは人間社会は回らない」、pp.1-3。

_____、2013.5.14。「NYタイムズも報道」。

_____、2013.5.26。「私の理念や価値観と正反対の人物像流布」橋下氏の見解全文(上)、pp.2-6。

- _____、2013.5.26. 「在日米軍への風俗利用進言 『私の真意ではありません』 見解全文(下)、 pp.3-6。
- _____、2013.5.27. 「詳報(上)戦場の性の問題 『今まさに議論しないとイケない』」、 p.1。
- _____、2013.5.27. 「詳報(中) 侵略と植民地施策、しっかり認識しないとイケない」、 pp.1-2。
- _____、2013.5.27. 「詳報(下) 戦場での性的利用くためだという世界の決議必要」、 p.6。

국민일보, 2013. 5.13.

KBS뉴스, 2013. 5.15.



일본군 위안부문제에 대한 하시모토 발언 분석

2013년 5월13일과 26일 그리고 27일에 걸쳐서 ‘일본 유신회’ 공동 대표이자 오사카시장이기도 하는 하시모토 토루(橋下徹)씨가 ‘일본군 위안부 문제와 ‘전쟁터에 있어서의 성의 문제에 대해 일련의 발언을 했고 성명문도 발표했다. 이것들을 분석하는 과정에서 위안부 문제에 대한 하시모토씨의 사상 전체를 파악할 수 있었다.

하시모토 씨는 일본군이 ‘위안부’를 이용한 것은 여성의 존엄과 인권을 유린한 결코 용서되지 못한 행위이며 위안부에 대해 구 일본군이 일정한 관여를 한 것이 부정할 수 없다고 발언했다. 그러면서도 전쟁터의 성의 문제는 여성의 인권 문제이며 세계전체가 직시해야 할 문제라고 하면서 일본국의 책임을 상대화시키려는 발언을 했다.

그리고 그는 ‘본인의 뜻에 반해서 일본군 위안부가 된 사람이 있었다 하더라도 국가의 의사로 여성에 대한 폭행, 납치, 인신매매가 이루어졌다는 증거가 없다고 강변했다. 그는 ‘일본’이 책임을 피할 수 없다고 했다. 그러나 이런 경우 하시모토씨는 ‘국가’를 ‘일본’이라는 단어로 바꿔서 말하면서 계속 ‘국가 책임이라는 말을 피했다. 이런 하시모토씨의 발언을 분석하면 그가 사실상 ‘일본 국가’에 책임이 있다고 언급했다는 사실이 들어난다. 결론적으로 위안부 문제를 둘러싼 일련의 하시모토 발언은 일본 정치가들이 "일본군 위안부 문제에 국가적 강제는 없었다"라고 할 때의 한계를 여실히 드러낸 발언이었던 것이다.

The analysis of Hashimoto statements

about comfort women in Japanese army

Toru Hashimoto, a co-president of 'Japan Yusin-hoe' and also Osaka Mayor, talked about comfort women (sex slaves) issue and announced his statements on 13th, 26th, and 27th of May in 2013. In analyzing his remarks about the comfort women issue, the whole idea of this issue of Hashimoto could be emerged.

Mr. Hashimoto recognized that the utilization of comfort women by Japanese Army with the violation of a woman's dignity and human rights were the acts that could never be forgiven.

He also recognized that Japanese Army was involved in the comfort women system to some extent during W.W. II and said that no one could deny those facts. But Mr. Hashimoto inserted that the whole world had to face the same sex problem during the war. By these words actually he tried to relativize the responsibility of Japanese government.

And he said that however there were women who had become comfort women opposed to their will, there is no evidence of kidnapping, human trafficking by the will of Japanese government.

But sometime he said that 'Japan' was not able to evade their responsibility of comfort women. In these cases, Mr. Hashimoto has used the word of 'Japan' instead of 'Japanese government'. By such a way he avoided to say the 'national responsibility' of comfort women. When analyzing these Hashimoto's statements about comfort women we can realize the fact that he has recognized that Japanese state's responsibility for the comfort women. In conclusion, Japanese politicians have some limit when they say that there was no national force to mobilize comfort women, sex slaves.